

宅地建物取引士証他県登録者法定講習受講の申込について

(受講証明書のみ発行)

やむを得ない事由が認められる場合には所定の手続きをとることにより、登録地以外で法定講習を受講し、受講証明書の発行が受けられ、それをもって宅建士証の交付が可能です。

所定の手続きとは

- 1 受講を希望する都道府県の法定講習実施団体へ受講可能かの確認が必要で全日本不動産協会大分県本部は受講可能です。
- 2 次にご自身の登録地の都道府県に「他の都道府県での受講許可申請書」を提出し受講許可証をもらって下さい。

受講申込みは、下記の当本部所在地に持参又は現金書留で受付期間内にお願いします。

受講日、受講場所、受付期間は、当協会へお問い合わせください。

更新の場合は必ず宅建士証有効期限6カ月前までの講習会を受講して下さい。

申込みに必要なもの

- (1) 宅地建物取引士証講習受講申込書兼受講証明書 必要事項を記入し
下記(2)の写真を貼付してください。
- (2) カラー写真1枚 縦3cm×横2.4cm(6カ月以内撮影のもの)
- (3) 受講料 12,000円
- (4) 受講許可証 登録県発行のもの

法定講習会終了後に(1)をお渡しします。

次に登録地の全日本不動産協会に宅地建物取引士証の交付申請をして下さい。

その際に登録地の都道府県証紙(4,500円)が必要です。

〒870-0028

大分市新町19番1号 全日会館

公益社団法人全日本不動産協会大分県本部

TEL. 097-534-3839